

# あっと Kokumin Kyosai Atto

1年定期生命医療共済

## ご契約のしおり

「こくみん共済 あっと」のご契約内容につきましては、1年定期生命医療共済約款（以下、共済約款といいます。）によります。

この「ご契約のしおり」は、「こくみん共済 あっと」のご契約内容に関する大切な事ごらを、わかりやすく説明したものです。

ご一読のうえ、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 

# 目次

## I ご契約に際して

1. お申し込みについて	1
■ お申し込みの手続き	1
■ 初回掛金の払い込み	1
2. 告知義務について	1
■ 告知が事実と異なる場合（告知義務違反による共済契約の解除）	2
3. 保障の開始日（発効日）について	2
4. お申し込みの撤回（クーリングオフ）について	3
5. 共済期間について	3
6. 共済契約者について	4
7. 被共済者について	4
■ 一部の職業について	4
8. 共済金受取人について	5
■ 死亡共済金受取人について（死亡保障のみ）	5
(1) 死亡共済金受取人の順位	5
(2) 死亡共済金受取人の指定または変更	6
9. 共済契約が取消または無効となる場合について	6
(1) 詐欺による共済契約の取消し	6
(2) 共済契約の無効	6

## II 商品の特徴としくみ

「こくみん共済 あっと」の特徴としくみ	7
---------------------	---

### 死亡保障

1. ご契約いただける共済金額	7
■ 年齢および職業による共済金額の限度について	7
(1) 年齢による共済金額の限度	7
(2) 職業による共済金額の限度	8
2. 保障内容（共済金のお支払い）	9
■ 重度障がいについて	10

### 医療保障（実費型）

< 商品のしくみ >	11
■ 公的医療保険制度とは	12
【基本保障（医療基本契約）】	
1. 医療費の自己負担に応じた型の選択	13
(1) 共済契約の型の選択	13
(2) 支払限度額の型の選択	13
■ 高額療養費制度とは	14
2. 保障内容（共済金のお支払い）	15

< 主な用語の定義 > .....	15
(1) 入院治療共済金 .....	16
■ 共済金が支払われる入院と支払われない入院が混在する場合 .....	17
(2) 外来手術・外来放射線治療共済金 .....	18

#### 【特約】

1. 入院諸費用一時金特約 .....	21
■ 長期間入院したとき .....	22
■ 共済期間の満了日に入院を開始したとき .....	22
■ 転入院または再入院したとき .....	22
2. 差額ベッド代特約 .....	23
■ 他のご契約がある場合の共済金のお支払い額 .....	24
3. 先進医療・患者申出療養保障特約 .....	25
■ 先進医療・患者申出療養について .....	26

### III 共済金のご請求

1. 共済金請求のお手続き .....	27
(1) 医療保障(実費型) .....	27
(2) 死亡保障 .....	27
2. 共済金請求の必要書類 .....	28
3. 共済契約者代理人または代理請求人による共済金のご請求 .....	29
(1) 共済契約者代理人による共済金のご請求 .....	29
(2) 代理請求人による共済金のご請求 .....	30
■ 代理請求人の範囲 .....	30
■ 代理請求人による共済金のご請求ができない場合 .....	31
4. 共済金のお支払い時に未払込共済掛金がある場合について .....	31
5. 共済金等のお支払い時期について .....	32

### IV ご契約後について

1. 共済掛金の払い込みについて .....	33
2. 共済掛金の払込猶予期間と共済契約の失効について .....	33
3. 共済契約の更新について .....	34
■ 保障内容を変更する場合について .....	34
■ 保障内容を変更した場合の共済掛金の取り扱いについて .....	35
4. 共済期間中の保障内容の変更(中途変更)について .....	35
5. 共済約款の変更について .....	36
6. 各種お手続きについて .....	37
■ 各種お手続き .....	37
■ お手続きが必要な場合 .....	37
7. 共済契約者代理人によるお手続きについて(共済契約者代理特則) .....	38

(1) 共済契約者代理人の指定または変更 .....	38
(2) 代理で行えるお手続き .....	39
(3) 共済契約者代理人がお手続きできない場合 .....	39
(4) 共済契約者代理人にお手続きいただくときの必要書類 .....	39
(5) ご留意いただきたいこと .....	39
8. 重大事由による共済契約の解除 .....	40
9. 共済契約の解約 .....	40
10. 共済契約の消滅 .....	41
■ 消滅の場合の未払込共済掛金の精算 .....	41
11. 共済契約が解約、解除または消滅した場合の共済掛金の取り扱い .....	41
12. 割り戻し金について .....	41
13. 税金について .....	42
(1) 共済掛金の保険料控除について .....	42
(2) 共済金の税法上の取り扱い .....	43

## <巻末資料>

組合員および出資金について .....	45
個人情報および特定個人情報にかかる保護方針 .....	45
ご加入者の個人情報の共同利用について .....	46
個人情報の第三者提供について .....	48
新しく組合員になられる方へ(出資金について) .....	48
苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて .....	48

# I | ご契約に際して

## 1. お申し込みについて

- この商品はインターネット専用商品です。
  - ・WEBサイトから申し込みいただけます。
  - ・申し込み後に専用マイページにご登録ください。ご契約後の各種お手続き（契約内容の変更、共済金のご請求など）は専用マイページから行っていただけます。
  - ・ご契約に関する当会からのお知らせは、電子メールまたは専用マイページを通じてご連絡いたします。
- 共済契約証書は書面での交付は行わず電磁的方法により発行します。専用マイページからご確認ください。
- 共済掛金は月払、当会指定のクレジットカード（共済契約者本人名義に限る）でお支払いいただけます。

### ■ お申し込みの手続き

WEBサイト上の申込手続き画面にしたがって、申し込みに関する事項および健康状態等について当会が告知を求めた事項（告知事項）についての回答を入力の上、当会に送信してください。

共済契約者からの申し込みについて当会が受信を完了した日を、申込日および告知日として取り扱います。

※当会が受信を完了した場合は、当会より申し込みの受信完了メールを送信します。

### ■ 初回掛金の払い込み

第1回の共済掛金（初回掛金）は、申込手続きと同時に、クレジットカードでお支払いいただけます。

クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）をもって、共済掛金の払い込みが完了したものとみなします。

※クレジットカードの有効性等の確認ができなかったときは、申し込みはなかったものとして取り扱います。

※クレジットカード会社から共済契約者への請求時期は、クレジットカード会社により異なります。

※領収書は発行いたしません。

## 2. 告知義務について

共済契約者（被共済者）には、契約時に、健康状態等について当会が告知を求めた事項（告知事項）についてお知らせ（告知）していただく義務（告知義務）があります。共済は、多数の人々が共済掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。共済掛金負担の公平性を保つためにも、被共済者の過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）や現在の健康状態等、当会がお尋ねする事項について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

※契約後に共済金額を増額（共済契約の型をⅡ型からⅢ型に変更するなど診療報酬点数に乗じる額を増額する場合、支払限度額を増額する場合または特約を付帯する場合を含みます。以下この項目において同じ。）にも告知が必要となります。

### ■ 告知が事実と異なる場合（告知義務違反による共済契約の解除）

告知事項について、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と異なることを告知されたりしますと、当会は、告知義務違反として契約または特約を解除することがあります。

※契約または特約の解除が共済事故（共済金支払事由）発生後であっても、解除日までに発生した共済事故に対する共済金はお支払いできません。すでに共済金をお支払いしている場合は、返還をお願いすることがあります。

ただし、共済事故の原因が告知義務違反の事実によらないことを証明いただいた場合は、この限りではありません。

※次の①から④までのいずれかに該当する場合には、当会は契約の解除をすることができません。

- ① 契約の締結時において、当会が告知義務違反のあることを知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
- ② 契約の発効日（共済金額を増額した場合の増額分については更新日または中途変更日）から2年以内に共済事故が生じなかったとき。  
ただし、発効日前または契約変更の申込日以前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときを除きます。
- ③ 当会が解除の原因を知ったときから解除権を1ヵ月間行使しなかったとき。
- ④ 契約の締結時から5年を経過したとき。

## 3. 保障の開始日（発効日）について

申込内容および告知内容を審査し、当会が申し込みを承諾した場合には、契約は、申込日の翌日の午前零時から保障を開始します。（この日を「発効日」といいます。）

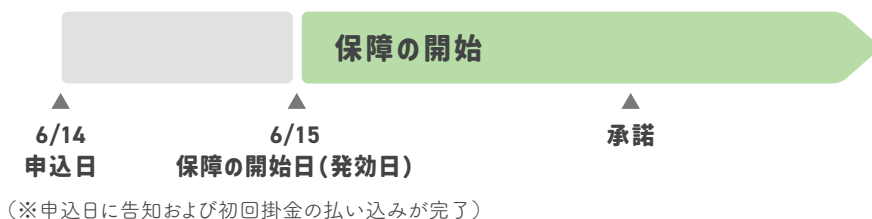
※申込日は、共済契約者からの申し込みを当会が受信した日となります。

申し込みを受信した場合には、当会より受信完了メールをお送りします。

※申し込みを当会が承諾した場合には、共済契約証書を発行します。

共済契約証書は書面での交付はせず、電磁的方法により発行しますので、専用マイページでご確認ください。

※当会が特に必要と認めた場合には、契約の申込日の翌日以後30日以内の当会が指定する日を発効日とすることができます。その場合には、指定する日をあらかじめ共済契約者に提示します。

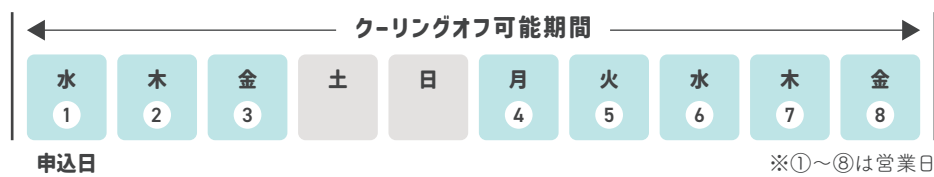


## 4. お申し込みの撤回（クーリングオフ）について

申込日を含めて8営業日（注）以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

（注）土曜日、日曜日、祝日、振替休日および年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）を除いた日を営業日として数えます。（申込日が非営業日の場合は、申込日は1日目として数え、以後、非営業日を除いて数えます。）

※初回掛金は全額お返しいたします。



- ・電磁的記録による場合

専用マイページよりお申し出ください。

- ・書面による場合

申し込みを撤回される契約の種類（死亡保障または医療保障）、申込日、共済契約者（被共済者）の氏名、住所、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

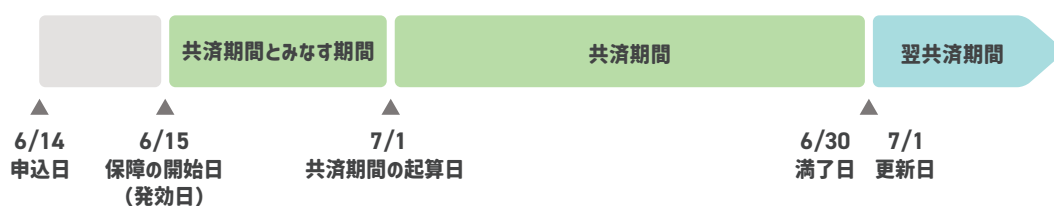
## 5. 共済期間について

共済期間は1年です。

※契約の初年度は、申込日の属する月の翌月1日から起算して1年とし、発効日から発効日の属する月の末日までの期間も共済期間とみなして保障します。

**【契約例】**

6月14日 ————— 申込日 ※告知と初回掛金の払い込みを同時に行っていただきます。  
 6月15日 ————— 保障の開始日（発効日） ※6月15日から6月30日まで共済期間とみなします。  
 7月1日 ————— 共済期間の起算日 ※申込日の属する月の翌月1日から1年を起算します。  
 翌年6月30日 ———— 共済期間の満了日  
 翌年7月1日 ————— 更新日（満了日の翌日） ※共済期間は更新日から1年となります。  
 以後、毎年7月1日に契約は更新します。



## 6. 共済契約者について

出資金を払い込み組合員となった方または組合員と同一の世帯の方で、当会と契約を結び、共済契約上の権利・義務を持つ方をいいます。

## 7. 被共済者について

被共済者とは保障の対象となる方をいいます。被共済者となれる方は、次のすべてにあてはまる方です。

①共済契約者本人

②保障の開始日（以下「発効日」といいます。）または更新日において、次の年齢の範囲内の方

発効日または更新日における年齢	
死亡保障	満18歳以上満79歳以下
医療保障（実費型）	満18歳以上満89歳以下

③申込時点で、日本国内に在住の方（日本国外へ転居予定のある方を除きます。）

### ■一部の職業について

(1) 発効日において次の①または②の職業に従事されている方については、被共済者となることができません。

(2) 契約後に次の①または②の職業に従事された場合には、契約はそのまま継続することができますが、死亡保障の共済金額の増額、医療保障（実費型）の共済金額の増額（共済契約の型をII型からIII型に変更するなど診療報酬点数に乗じる額を増額する場合、支払限度額を増額する場合を含みます。）および特約の付帯はできません。

1

力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師  
その他これらに類する職業

2

テストパイロット、テストドライバー  
その他これらに類する職業

## 8. 共済金受取人について

共済金の受取人は共済契約者です。ただし、死亡共済金の受取人は次のとおりとなります。

### ■ 死亡共済金受取人について（死亡保障のみ）

#### （1）死亡共済金受取人の順位

被共済者である共済契約者が死亡されたときの死亡共済金の受取人は、次の順位に従って決まります。

なお、順位 2～5については、それぞれ①～⑤の順序となります。

#### 【死亡共済金受取人の順位】

1	共済契約者の配偶者	
2	共済契約者の死亡の当時、共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の①子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹
3	2に該当しない	共済契約者の配偶者の①子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹
4	3に該当しない	共済契約者の①子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹
5	4に該当しない	共済契約者の配偶者の①子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹

※「配偶者」には生活実態をもとにこの会が認めた場合に限り、内縁関係にある方および同性パートナー（注）（以下「内縁関係にある方等」といいます。）を含みます。

ただし、共済契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

（注）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

※「共済契約者の収入により生計を維持していた」とは、共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。

#### ご注意

- ・死亡共済金のご請求時に同順位の死亡共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めていただきます。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。代表者が定まらない場合には、当会は各死亡共済金受取人に対し、均等割合にて死亡共済金をお支払いします。
- ・「内縁関係にある方等」については、共済金のご請求時に、共済契約者と共済金受取人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や住民票の写し等で、内縁関係や同性パートナーであることが証明できるものを提出していただきます。提出された書類から死亡共済金の請求者が内縁関係にある方等であることが確認できない場合は、共済金をお支払いすることができません。なお、内縁関係にある方等を死亡共済金受取人に指定していた場合には、内縁関係等であることの証明書類は必要ありません。

## (2) 死亡共済金受取人の指定または変更

共済契約者は、共済事故（共済金が支払われる事由をいいます。）が発生するまでは、先述の「(1) 死亡共済金受取人の順位」の【死亡共済金受取人の順位】の1から5までの範囲内の方またはそれ以外の親族の方を死亡共済金受取人に指定または変更することができます。

※ 当社が認める金融機関等（債権保全の場合に限ります。）、共済契約者の親族以外で共済契約者の身のまわりを世話している方その他共済契約者と日常生活上で密接な関係のある方として当社が特に認める方への指定も可能です。

※ 死亡共済金受取人が指定または変更されている場合、その後、契約が更新または共済金額が変更された場合であっても、共済契約者から死亡共済金受取人の変更がされない限りは、引き続き同一の死亡共済金受取人が指定されているものとして取り扱います。

※ 死亡共済金受取人の指定または変更の通知が当社に到着したときは、共済契約者がその通知を発した時にその効力が生じたものとします。

ただし、その通知が当社に到着する前に、すでに当社が指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、二重には共済金をお支払いしません。

※ 指定または変更された死亡共済金受取人が死亡し、その後、新たに死亡共済金受取人が指定されない場合は、「(1) 死亡共済金受取人の順位」に定める方が、その順位および順序で死亡共済金受取人となります。

※ 死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができません。

## 9. 共済契約が取消しまたは無効となる場合について

### (1) 詐欺による共済契約の取消し

共済契約者または共済金受取人が、契約の申し込みの際または契約を変更する際に、詐欺、強迫行為を行ったときには、当社は契約を取り消すことができます。

契約を取り消した場合には、当社は共済掛金を返還しません。また、当社がすでに共済金または契約者割り戻し金を支払っていた場合は返還していただきます。

### (2) 共済契約の無効

次の場合には、共済契約は無効となります。

① 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたときには契約は無効となります。

② 死亡保障および医療保障（実費型）は、1 共済契約者（被共済者）につきそれぞれ 1 契約のみ契約できます。複数の共済契約を締結した場合には、後から締結した共済契約を無効とします。

③ 死亡保障について、被共済者の年齢やご職業によって当社が定める共済金額の限度額を超えて契約を締結していたときは、限度額を超えた部分を無効とします。

（限度額については、P 7 「II 商品の特徴としくみ」の死亡保障「1. ご契約できる共済金額」をご参照ください。）

※ 契約が無効となった場合、①の場合には共済掛金を返還しません。②および③の場合には、共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。なお、当社がすでに共済金または契約者割り戻し金を支払っていた場合は返還していただきます。

## II | 商品の特徴としくみ

- 「こくみん共済 あっと」は、死亡保障と公的医療保険制度の対象となる医療費の自己負担分をお支払いする医療保障(実費型)を提供する、共済期間が1年の定期型の共済です。
  - ご契約は1年ごとに更新します。(共済掛金は毎年変わります。)
  - ライフプランや公的医療保険制度の対象となる医療費の自己負担額の変化に合わせて、ご契約の満了日を待たずに、共済期間中でも保障内容の変更ができます。
- ※共済金額が増額となる保障内容への変更の際には、健康状態について当会が告知を求めた事項への回答が必要です。健康状態によっては変更をお引き受けできない場合があります。
- また、職業によっては共済金額を制限させていただく場合があります。

### 死亡保障

- 万一の場合や所定の重度の障がい状態となった場合に共済金をお支払いします。
- 満18歳から満79歳までの方がご加入いただけます。(最長満80歳まで保障)

## 1. ご契約いただける共済金額

100万円から最高5,000万円までの範囲で、100万円単位で契約できます。  
被共済者の年齢および職業により、共済金額の限度を設けています。

### ■ 年齢および職業による共済金額の限度について

#### (1) 年齢による共済金額の限度

被共済者の年齢による共済金額の限度は次のとおりです。

年齢	共済金額の限度	
	新規契約時	更新時または契約の変更時
満18歳～満49歳	5,000万円	年齢に応じて左記の金額またはすでに契約されている共済金額のいずれか大きい金額
満50歳～満59歳	3,000万円	
満60歳～満69歳	1,000万円	
満70歳以上	500万円	

## (2) 職業による共済金額の限度

(1) の年齢による共済金額の限度にかかわらず、新規契約時に次のアからオまでのいずれかの職業に従事されている方が契約いただける共済金額の上限は、500万円となります。

また、契約後に次のアからオまでのいずれかの職業に従事された場合には、更新日以後、500万円またはすでに契約されている共済金額のうちいずれか大きい金額を上限として契約を継続することができます。

- ア 競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者
- イ 潜水・潜函・サルベージ等に従事される方
- ウ 坑内・隧道内作業に従事される方
- エ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- オ 1,000トン未満の船舶乗組員

なお、契約後に次の職業に従事された場合には、契約はそのまま継続することができますが、共済金額の増額はできません。

1

力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師  
その他これらに類する職業

2

テストパイロット、テストドライバー  
その他これらに類する職業

## 2. 保障内容（共済金のお支払い）

保障内容は、死亡共済金と重度障害共済金の2種類です。

### 死亡共済金

#### 【お支払いする場合（支払事由）】

被共済者が共済期間中に死亡したとき

#### 【お支払い額】

死亡共済金額

#### 【お支払いできない場合（免責事由）】

- ① 被共済者が、発効日<sup>(注4)</sup>から1年以内に自殺したとき
- ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき
- ③ 死亡共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき（ただし、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の死亡共済金受取人である場合には、その残額を他の死亡共済金受取人にお支払いします。）

### 重度障害共済金

#### 【お支払いする場合（支払事由）】

被共済者が発効日以後<sup>(注1)</sup>に生じた傷害<sup>(注2)</sup>または発病した疾病を原因として共済期間<sup>(注3)</sup>中に当会所定の重度障がい状態となったとき

#### 【お支払い額】

重度障害共済金額

#### 【お支払いできない場合（免責事由）】

- ① 被共済者が、発効日<sup>(注4)</sup>から1年以内に自殺行為により重度障がいとなったとき。
- ② 被共済者の故意（自殺行為を除きます。）により重度障がいとなったとき
- ③ 被共済者の犯罪行為により重度障がいとなったとき
- ④ 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払後に重度障害共済金の支払請求を受けたとき

(注1)更新時または共済期間中に共済金額を増額した場合には、その増額分については、「発効日以後」を「変更の申込日の翌日以後」と読み替えます。

(注2)傷害とは、急激かつ偶然な外因の事故による発症をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。なお、急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。

(注3)契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。

(注4)更新時または共済期間の途中で共済金額を増額した場合、その増額分については「発効日」をそれぞれ「更新日」または「中途変更日」と読み替えます。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

※死亡共済金は死亡した日、重度障害共済金は重度障がいの状態となった日（医師により症状固定の診断がされた日）における共済金額をお支払いします。

## ■ 重度障がいについて

重度障がいとは、次の①または②の状態、かつ、下記の【対象となる重度障がい】に該当する状態をいいます。

- ① 病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態
- ② これ以上治療を行っても将来において回復が困難と見込まれる非器質性精神障害（PTSD等）であって、常に介護を要する状態が継続している状態

### 【対象となる重度障がい】

- ① 対象となる重度障がいは、労働者災害補償保険法施行規則（以下「施行規則」といいます。）別表第1「障害等級表」の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態とします。また、等級の認定は施行規則第14条（障害等級等）に準じて当会の基準により行います。
- ② 当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、重度障がいの状態となった日（医師により症状が固定されたと診断された日）において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」および「身体障害」によるものとします。

※本表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、平成23年2月1日施行の労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」によります。

障害等級	身体障害
第1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 削除</li> <li>6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>7 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>9 両下肢の用を全廃したもの</li> </ol>
第2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>3 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>4 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
第3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> </ol>

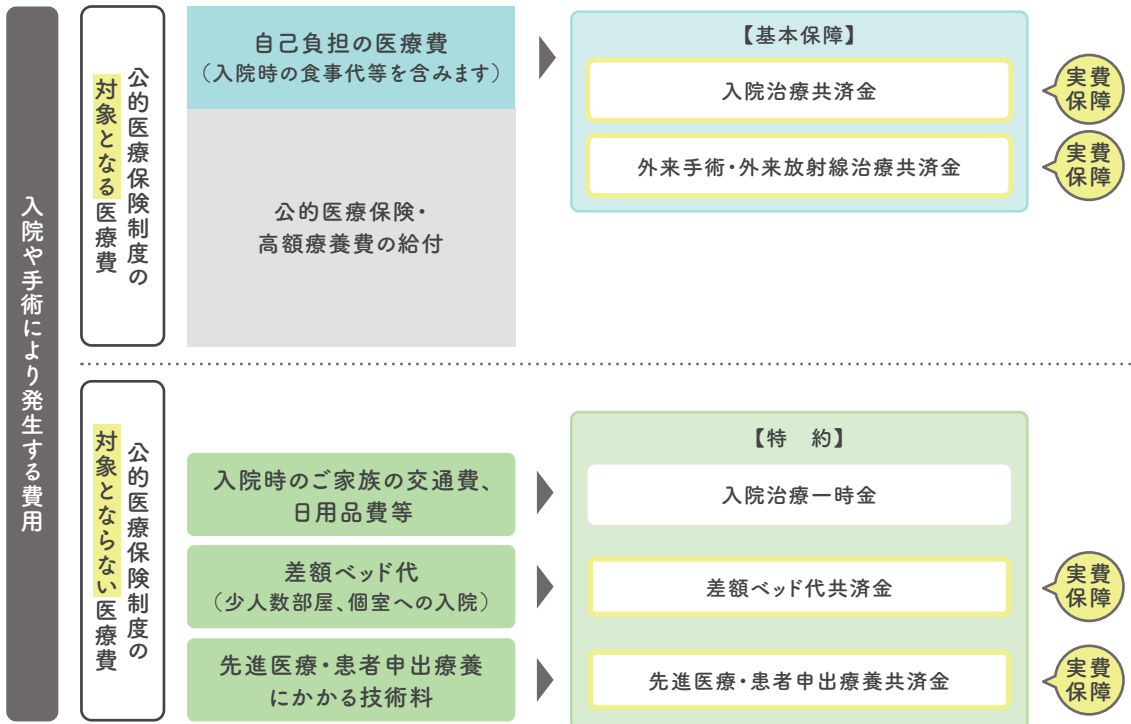
（備考）

・視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。

医療保障（実費型）

- 公的医療保険制度の対象となった医療費の自己負担分を保障します。（医療基本契約）
- 公的医療保険制度の対象とならない自己負担分はオプション（特約）でカバーします。
- 満 18 歳から満 89 歳までの方がご加入いただけます。（最長満 90 歳まで保障）

【商品のしくみ】



## ■ 公的医療保険制度とは

公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法(大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号)
- (2) 国民健康保険法(昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年 5 月 1 日法律第 128 号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年 9 月 8 日法律第 152 号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年 8 月 21 日法律第 245 号)
- (6) 船員保険法(昭和 14 年 4 月 6 日法律第 73 号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号)

※公的医療保険制度については、[厚生労働省のホームページ](#)等でご確認ください。

下記二次元コードからも  
確認できます



### ご注意

医療保障(実費型)は、病院等で支払った公的医療保険制度の対象となった治療の自己負担分を保障する商品です。そのため、治療で公的医療保険制度が適用されなかった場合は、免責事由に該当しない場合であっても共済金のお支払対象外となります。

< 公的医療保険が適用されない場合の例 >

- ・自由診療となる場合
- ・労働者災害補償保険が適用される場合
- ・自動車損害賠償責任保険・共済から給付がされる場合
- ・公的介護保険が適用される場合 など

## 基本保障（医療基本契約）

基本となる保障の入院治療共済金および外来手術・外来放射線治療共済金については、公的医療保険制度の自己負担割合と、1ヵ月あたりの自己負担限度額にもとづいて、契約する型を選択します。

## 1. 医療費の自己負担に応じた型の選択

### (1) 共済契約の型の選択

公的医療保険制度における自己負担割合（3割、2割、1割）に応じて共済契約の型（Ⅲ型、Ⅱ型、Ⅰ型）を選択します。

#### 【医療費の自己負担割合に応じた共済契約の型】

年齢による区分	自己負担割合	共済契約の型
～69歳	3割	Ⅲ型
70歳～74歳 <sup>(注1)</sup>	2割	Ⅱ型
75歳以上 <sup>(注2)</sup>	1割	Ⅰ型

(注1)70歳以上で現役並みの所得がある場合は3割負担となります。

(注2)75歳以上で年金収入やその他の所得などで一定以上の所得がある場合は2割負担となります。

### (2) 支払限度額の型の選択

支払限度額の型は、公的医療保険制度における高額療養費制度の自己負担限度額に応じて適正な型を選択します。

※高額療養費制度の自己負担限度額は所得に応じて設定されています。

ご加入後、所得に変化が生じた場合には、所得区分に応じた支払限度額の型への変更をご検討ください。

#### 【高額療養費制度の自己負担限度額および対応する支払限度額の型】

(満69歳以下の例)

所得区分	1ヵ月あたりの自己負担限度額	支払限度額の型	1ヵ月あたりの支払限度額
年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	30万円型	30万円
年収約770万円～ 約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	20万円型	20万円
年収約370万円～ 約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	10万円型	10万円
～年収約370万円	57,600円		
住民税非課税者	35,400円		

※1ヵ月は月の初日から末日までを指します。

※記載の1ヵ月あたりの自己負担限度額は、2026年5月時点の金額です。

## ■ 高額療養費制度とは

入院や手術などで医療費が高額となり、医療機関や薬局の窓口で支払った額<sup>(注)</sup>が、1ヵ月(月の初日から末日まで)で国が定める上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給することで医療費負担を軽減する制度です。

(注)入院時の食事代の自己負担分や、差額ベッド代、先進医療の技術料などは含みません。

※公的医療保険制度についての記載内容については、この「ご契約のしおり」の作成時点のものです。

詳細は[厚生労働省のホームページ](#)等でご確認ください。

下記二次元コードからも  
確認できます



## 2. 保障内容（共済金のお支払い）

### 【主な用語の定義】

用語	定義
傷害	<p>急激かつ偶然な外因の事故による発症をいいます。 ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。</p> <p>なお、急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。</p>
入院	<p>医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>※治療の必要性は、入院時の医学水準または医療的常識に照らして客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる入院とします。</p> <p>※入院期間は、医師または歯科医師の判断によるもので退院してもさしつかえないこととなった日までのものとします。</p> <p>※1日以上となる入院には、日帰り入院（病気やけがの治療のために入院し、その日に退院した場合をいいます。）も含みます。</p> <p>※美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院および入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は含みません。</p>
入院中の療養にかかる診療報酬点数	<p>共済金の支払対象となる入院の直接の原因となった傷害または疾病に対する療養にかかる診療報酬点数をいいます。</p>
食事療養標準負担額	<p>公的医療保険制度の被保険者が入院した際に、食事療養にかかる費用の一部を自己負担する額をいいます。</p>
生活療養標準負担額	<p>65歳以上の公的医療保険制度の被保険者が療養病床（主として長期にわたり療養を必要とする者のための病床）に入院した際に、生活療養（食事・居住費）にかかる費用の一部を自己負担する額をいいます。</p>
手術	<p>公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（手術等管理料を除きます。）をいいます。</p> <p>※手術を受けた時の医学的水準または医療的常識に照らして客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる手術とします。</p> <p>※美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等は含みません。</p>
放射線治療	<p>公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（血液照射を除きます。）または温熱療法による施術をいいます。ただし、放射線治療管理料を除きます。</p>
外来の療養にかかる診療報酬点数	<p>共済金の支払対象となる外来手術または外来放射線治療を受けた日の診療報酬点数をいいます。ただし、その手術または放射線治療の直接の原因となった事故による傷害または疾病に対する療養にかかる診療報酬点数に限りです。</p>

(1) 入院治療共済金

共済金の種類	入院治療共済金							
お支払いする場合 (支払事由)	被共済者が共済期間 <sup>(注1)</sup> 中に、発効日以後 <sup>(注2)</sup> に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病(妊娠、分娩に伴う異常を含みます。)の治療を直接の目的として、日本国内の病院または診療所において、公的医療保険制度における保険給付の対象となった入院を1日以上したとき							
お支払い額	<p>次の①および②の合計額</p> <p>①各入院日の属する月における共済契約の型(Ⅲ型、Ⅱ型、Ⅰ型)にもとづき、次のとおり計算した金額(1円単位で四捨五入し10円単位とします。)</p> <table border="1" data-bbox="518 701 1013 824"> <tr> <td>Ⅲ型</td> <td>入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 3円</td> <td rowspan="3">※1共済期間を通じて、入院の日数が通算して180日に達した日の属する月の末日までの入院について、共済金をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ型</td> <td>入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 2円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ型</td> <td>入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 1円</td> </tr> </table> <p>②公的医療保険制度の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額と同額</p>	Ⅲ型	入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 3円	※1共済期間を通じて、入院の日数が通算して180日に達した日の属する月の末日までの入院について、共済金をお支払いします。	Ⅱ型	入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 2円	Ⅰ型	入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 1円
Ⅲ型	入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 3円	※1共済期間を通じて、入院の日数が通算して180日に達した日の属する月の末日までの入院について、共済金をお支払いします。						
Ⅱ型	入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 2円							
Ⅰ型	入院中の療養にかかる診療報酬点数 × 1円							
お支払い額の限度	<p>支払限度額の型(10万円型、20万円型、30万円型)に応じて、外来手術・外来放射線治療共済金と合算して、1ヵ月あたり*10万円、20万円または30万円</p> <p>*月の初日から末日までとします。</p> <p>※合算にあたっては、上記②の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額と同額をお支払いする共済金を除きます。</p>							
お支払い できない場合 (免責事由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被共済者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>2 被共済者の犯罪行為によるとき</li> <li>3 次のア～ウのいずれかに該当するとき             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>イ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>ウ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故によるとき</li> </ul> </li> <li>4 被共済者の精神障害または泥酔を原因とする事故によるとき</li> <li>5 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき</li> <li>6 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状*のないものによるとき             <p>*神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。</p> </li> <li>7 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院を開始したとき</li> <li>8 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に不妊治療を目的として入院を開始したとき</li> </ol>							

(注1) 契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。

(注2) 更新時または共済期間の途中で診療報酬点数に乘じる額を増額した場合(共済契約の型をⅡ型からⅢ型に変更した場合等をいいます。以下この項目において同じ。)または支払限度額を増額した場合の増額分については「発効日以後」を「変更の申込日の翌日以後」と読み替えます。

(注3) 更新時または共済期間の途中で診療報酬点数に乘じる額を増額した場合または支払限度額を増額した場合の増額分については「発効日」をそれぞれ「更新日」または「中途変更日」と読み替えます。

※発効日より前(診療報酬点数に乘じる額を増額した場合または支払限度額を増額した場合の増額分については変更の申込日以前)に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする入院であっても、発効日(増額分については更新日または中途変更日)からその日を含めて2年を経過した後に開始された入院については、発効日以後(増額分については変更の申込日の翌日以後)の原因によるものとみなして取り扱います。

■ 共済金が支払われる入院と支払われない入院が混在する場合

入院治療共済金が支払われる入院と、免責事由に該当するなど支払われない入院が混在する場合で、診療報酬点数等が記載された領収書および診療明細書が区分されていないために、お支払いする共済金の額が算出できないときは、その月の入院日数に対する支払われる入院期間の入院日数の割合を乗じて共済金の額を算出して共済金をお支払いします。

【入院治療共済金のお支払い例】

領 収 書								
患者番号 1234		氏名 〇〇 〇〇 様						
受診科 外科	入・外 入院	領収書No. 〇〇〇〇	発行日 〇年〇月〇日	費用区分 〇〇〇	負担割合 3割	本・家 本人	区分	
保険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅療養	検査	画像診断	投薬	
	100点	15,000点	0点	0点	1,500点	2,000点	800点	
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	
	1,000点	0点	0点	1,000点	6,740点	1,500点	0点	
	病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養	診療報酬点数の合計 29,640点			
0点	0点	14,070円	0円					
保険外負担	評価療養・選定療養	その他			保険	保険(食事・生活)	保険外負担	
	0円	0円			合計	296,400円	14,070円	0円
	(内訳)	(内訳)			負担額	88,920円	10,710円	0円
	0円	0円			領収額合計			99,630円
				食事療養標準負担額				
				東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇				
				領収印				

お支払い金額の計算方法(医療費の自己負担額が3割⇒III型にご加入の場合)

- ・青枠内の点数が入院中の療養にかかる診療報酬点数です。合計すると29,640点になります。
- ・医療費の自己負担割合が3割でIII型にご加入の場合、入院の療養にかかる診療報酬点数に3円をかけた金額が、お支払いする共済金額となります。

入院治療共済金①	=	入院中の療養にかかる診療報酬点数	×	3円
	=	29,640点	×	3円
	=	88,920円		
入院治療共済金②	=	食事療養標準負担額と同額		
お支払いする入院治療共済金	=	①と②の合計額		
	=	88,920円 + 10,710円	=	99,630円

※高額療養費の支給がある場合、領収書の負担額欄には高額療養費の支給額を差し引いた金額が表示されることがありますが、入院治療共済金は、高額療養費の支給の有無にかかわらず、診療報酬点数に応じて共済金をお支払いします。

### ご注意

共済金のご請求の際には、診療報酬点数等が記載された領収書・診療明細書のご提出が必要となります。  
医療機関から発行された領収書や診療明細書は紛失されないよう、お手元に大切に保管してください。

## (2) 外来手術・外来放射線治療共済金

共済金の種類	外来手術・外来放射線治療共済金						
<p>お支払いする場合 (支払事由)</p>	<p>被共済者が共済期間<sup>(注1)</sup>中に、発効日以後<sup>(注2)</sup>に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病(妊娠、分娩に伴う異常を含みます。)の治療を直接の目的として、日本国内の病院または診療所において、入院を伴わずに、公的医療保険制度における保険給付の対象となった手術または放射線治療を受けたとき</p> <p>※手術または放射線治療を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表による手術または放射線治療が対象となります。</p> <p>ただし、次の手術を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 創傷処理</li> <li>(b) 皮膚切開術・鼓膜切開術</li> <li>(c) デブリードマン</li> <li>(d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</li> <li>(e) 抜歯手術</li> <li>(f) 涙点プラグ挿入術</li> <li>(g) 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</li> <li>(h) 異物除去(外耳、鼻腔内)</li> </ul>						
<p>お支払い額</p>	<p>手術または放射線治療を受けた日の属する月における共済契約の型(Ⅲ型、Ⅱ型、Ⅰ型)にもとづき、次のとおり計算した金額 (1円単位で四捨五入し10円単位とします。)</p> <table border="1" data-bbox="491 1355 992 1478"> <tr> <td>Ⅲ型</td> <td>外来の療養にかかる診療報酬点数 × 3円</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ型</td> <td>外来の療養にかかる診療報酬点数 × 2円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ型</td> <td>外来の療養にかかる診療報酬点数 × 1円</td> </tr> </table>	Ⅲ型	外来の療養にかかる診療報酬点数 × 3円	Ⅱ型	外来の療養にかかる診療報酬点数 × 2円	Ⅰ型	外来の療養にかかる診療報酬点数 × 1円
Ⅲ型	外来の療養にかかる診療報酬点数 × 3円						
Ⅱ型	外来の療養にかかる診療報酬点数 × 2円						
Ⅰ型	外来の療養にかかる診療報酬点数 × 1円						
<p>お支払い額の限度</p>	<p>支払限度額の型(10万円型、20万円型、30万円型)に応じて、入院治療共済金と合算して1ヵ月*あたり10万円、20万円または30万円</p> <p>*月の初日から末日までとします。</p> <p>※合算にあたっては、(1)の入院治療共済金の②の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額と同額をお支払いする共済金を除きます。</p>						

共済金の種類	外来手術・外来放射線治療共済金
お支払い できない場合 (免責事由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被共済者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>2 被共済者の犯罪行為によるとき</li> <li>3 次のア～ウのいずれかに該当するとき <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>イ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>ウ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故によるとき</li> </ol> </li> <li>4 被共済者の精神障害または泥酔を原因とする事故によるとき</li> <li>5 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき</li> <li>6 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状*のないものによるとき <p>*神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。</p> </li> <li>7 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に妊娠・分娩に伴う異常を原因として手術または放射線治療を受けたとき</li> <li>8 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に不妊治療を目的として手術または放射線治療を受けたとき</li> </ol>

(注1) 契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。

(注2) 更新時または共済期間の途中で診療報酬点数に乘じる額を増額した場合(共済契約の型をII型からIII型に変更した場合等をいいます。以下この項目において同じ。)または支払限度額を増額した場合の増額分については「発効日以後」を「変更の申込日の翌日以後」と読み替えます。

(注3) 更新時または共済期間の途中で診療報酬点数に乘じる額を増額した場合または支払限度額を増額した場合の増額分については「発効日」をそれぞれ「更新日」または「中途変更日」と読み替えます。

※発効日より前(診療報酬点数に乘じる額を増額した場合または支払限度額を増額した場合の増額分については変更の申込日以前)に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする手術または放射線治療であっても、発効日(増額分については更新日または中途変更日)からその日を含めて2年を経過した後を受けた手術または放射線治療については、発効日以後(増額分については変更の申込日の翌日以後)の原因によるものとみなして取り扱います。

【外来手術・外来放射線治療共済金のお支払い例】

領 収 書								
患者番号 1234		氏名 〇〇 〇〇 様						
受診料	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分	
内科	外来	〇〇〇〇	〇年〇月〇日	〇〇〇	3割	本人		
保険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅療養	検査	画像診断	投薬	
	100点	0点	0点	0点	0点	0点	0点	
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	
	70点	0点	0点	0点	5,000点	0点	0点	
	病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養	診療報酬点数の合計			6,170点
1,000点	0点	0円	0円					
保険外負担	評価療養・選定療養	その他			保険	保険(食事・生活)	保険外負担	
	0円	0円			合計	61,700円	0円	0円
	(内訳)	(内訳)			負担額	18,510円	0円	0円
	0円	0円			領収額合計	18,510円		
				東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇		領収印		
				〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇				

お支払い金額の計算方法(医療費の自己負担額が3割⇒III型にご加入の場合)

- ・青枠内の点数が外来の療養にかかる診療報酬点数です。合計すると**6,170点**となります。
- ・医療費の自己負担割合が3割でIII型にご加入の場合、外来の療養にかかる診療報酬点数に3円をかけた金額が、お支払いする外来手術・外来放射線治療共済金となります。

外来手術・外来放射線治療共済金 $= \text{外来の療養にかかる診療報酬点数} \times 3円$ $= 6,170点 \times 3円$ $= 18,510円$
---

※高額療養費の支給がある場合、領収書の負担額欄には高額療養費の支給額を差し引いた金額が表示されることがありますが、外来手術・外来放射線治療共済金は、高額療養費の支給の有無にかかわらず、診療報酬点数に応じて共済金をお支払いします。

**ご注意**

共済金のご請求の際には、診療報酬点数等が記載された領収書・診療明細書のご提出が必要となります。医療機関から発行された領収書や診療明細書は紛失されないよう、お手元に大切に保管してください。

## 特約

特約は、医療基本契約に付帯することができます。単独では申し込みいただけません。

## 1. 入院諸費用一時金特約

共済金の種類	入院諸費用一時金
お支払いする場合 (支払事由)	被共済者が共済期間中 <sup>(注1)</sup> に、発効日以後 <sup>(注2)</sup> に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病(妊娠、分娩に伴う異常を含みます。)の治療を直接の目的として、日本国内の病院または診療所に、公的医療保険制度における保険給付の対象となった、連続して2日以上となる入院をしたとき
お支払い額	5万円
お支払い回数の限度	1共済期間中に5回まで
お支払い できない場合 (免責事由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被共済者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>2 被共済者の犯罪行為によるとき</li> <li>3 次のア～ウのいずれかに該当するとき               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>イ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>ウ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故によるとき</li> </ol> </li> <li>4 被共済者の精神障害または泥酔を原因とする事故によるとき</li> <li>5 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき</li> <li>6 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状*のないものによるとき               <p>*神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。</p> </li> <li>7 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院を開始したとき</li> <li>8 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に不妊治療を目的として入院を開始したとき</li> </ol>

(注1) この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合は、「共済期間中」を「更新日または中途変更日から共済期間の満了日までの期間中」と、この特約を削除した場合には、「発効日、更新日または中途変更日から、特約削除の効力の生じる中途変更日または更新日の前日までの期間中」と読み替えます。

(注2) この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合は、「発効日以後」を「変更の申込日の翌日以後」と読み替えます。

(注3) この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合は、「発効日」を「更新日」または「中途変更日」と読み替えます。

※発効日より前(この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合には、変更の申込日以前)に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする入院であっても、発効日(更新日または中途変更日)からその日を含めて2年を経過した後に開始された入院については、発効日以後(変更の申込日の翌日以後)の原因によるものとみなして取り扱います。

### ■ 長期間入院したとき

被共済者が、入院諸費用一時金が支払われる入院をし、その共済期間中に、その入院期間の初日（入院期間中に契約を更新した場合には更新日）からその日を含めて次の①から④までの日数以上、連続して入院されている場合には、それぞれの日数に達したときに5万円をお支払いします。

- ① 90日
- ② 180日
- ③ 270日
- ④ 360日

### ■ 共済期間の満了日に入院を開始したとき

共済期間の満了日に入院を開始し、更新後の共済期間の初日に退院された場合には、その入院については更新後の共済期間に「共済金をお支払いする場合」（連続して2日以上となる入院）の条件をみたしたものとみなします。

### ■ 転入院または再入院したとき

前入院の退院日と同日に入院を開始していたときは、前入院から連続して入院していたものとします。

## 2. 差額ベッド代特約

共済金の種類	差額ベッド代共済金								
お支払いする場合 (支払事由)	<p>被共済者が共済期間中<sup>(注1)</sup>に、発効日以後<sup>(注2)</sup>に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病(妊娠、分娩に伴う異常を含みます。)の治療を直接の目的として、日本国内の病院または診療所において、公的医療保険制度における保険給付の対象となった1日以上以上の入院をし、被共済者が室料差額*を負担したとき</p> <p>* 室料差額(差額ベッド代)とは、公的医療保険制度に定められる選定療養のうち、厚生労働省が定める特別療養環境室(個室や少人数の病室)に入院する際に、一般病室との差額として自己負担する費用をいいます。</p>								
お支払い額	<p>被共済者が負担した1日あたりの差額室料* × 入院日数</p> <p>* 支払限度額の型に応じた1日あたりの支払限度額を上限とします。</p>								
お支払い額の限度	<p>各入院日の属する月における支払限度額の型にもとづき、1日あたり5,000円、1万円または2万円</p> <table border="1" data-bbox="491 927 970 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 927 676 967">支払限度額の型</th> <th data-bbox="683 927 970 967">入院1日あたりの支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 976 676 1016">5,000円型</td> <td data-bbox="683 976 970 1016">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1025 676 1066">1万円型</td> <td data-bbox="683 1025 970 1066">1万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1075 676 1115">2万円型</td> <td data-bbox="683 1075 970 1115">2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1共済期間を通じて、差額ベッド代共済金が支払われた入院の日数が通算して180日に達した日の属する月の末日までの入院について、共済金をお支払いします。</p>	支払限度額の型	入院1日あたりの支払限度額	5,000円型	5,000円	1万円型	1万円	2万円型	2万円
支払限度額の型	入院1日あたりの支払限度額								
5,000円型	5,000円								
1万円型	1万円								
2万円型	2万円								
お支払いできない場合 (免責事由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被共済者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>2 被共済者の犯罪行為によるとき</li> <li>3 次のア～ウのいずれかに該当するとき             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>イ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>ウ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故によるとき</li> </ul> </li> <li>4 被共済者の精神障害または泥酔を原因とする事故によるとき</li> <li>5 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき</li> <li>6 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状*のないものによるとき             <p>*神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。</p> </li> <li>7 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院を開始したとき</li> <li>8 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に不妊治療を目的として入院を開始したとき</li> </ol>								

(注1) 契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合は、「共済期間中」を「更新日または中途変更日から共済期間の満了日までの期間中」と、削除した場合には、「発効日、更新日または中途変更日から、特約削除の効力の生じる中途変更日または更新日の前日までの期間中」と読み替えます。

(注2) この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合、または支払限度額を増額した場合の増額分については、「発効日以後」を「変更の申込日の翌日以後」と読み替えます。

(注3) この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合、または支払限度額を増額した場合の増額分については、「発効日」を「更新日」または「中途変更日」と読み替えます。

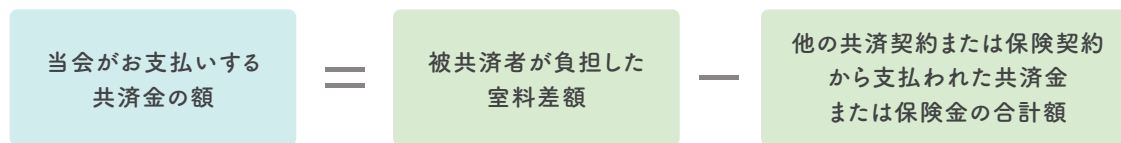
※発効日より前(この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合、または支払限度額を増額した場合の増額分については変更の申込日以前)に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする入院であっても、発効日(更新日または中途変更日)からその日を含めて2年を経過した後に開始された入院については、発効日以後(変更の申込日の翌日以後)の原因によるものとみなして取り扱います。

### ■ 他のご契約がある場合の共済金のお支払い額

保障内容が同様の他の共済契約または保険契約がある場合、保障が重複することがあります。その場合には、それぞれの契約の支払責任額（他のご契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。以下同じ。）の合計額が、当社でご契約の差額ベッド代特約の支払限度額をこえるときは、当社は次のように算出した額を当社の支払責任額を上限としてお支払いします。

① 他の共済契約または保険契約から共済金または保険金が支払われていないとき  
当社の支払責任額

② 他の共済契約または保険契約から共済金または保険金が支払われているとき



### 3. 先進医療・患者申出療養保障特約

共済金の種類	先進医療・患者申出療養共済金
お支払いする場合 (支払事由)	被共済者が共済期間中 <sup>(注1)</sup> に、発効日以後 <sup>(注2)</sup> に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病(妊娠、分娩に伴う異常を含みます。)の治療を直接の目的として先進医療による療養または患者申出療養を受けたとき
お支払い額	被共済者が負担した先進医療・患者申出療養にかかる技術料に相当する金額
お支払い額の限度	1 共済期間につき1,000万円まで
お支払い できない場合 (免責事由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被共済者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>2 被共済者の犯罪行為によるとき</li> <li>3 次のア～ウのいずれかに該当するとき               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>イ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>ウ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故によるとき</li> </ol> </li> <li>4 被共済者の精神障害または泥酔を原因とする事故によるとき</li> <li>5 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき</li> <li>6 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状*のないものによるとき               <p>*神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。</p> </li> <li>7 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に妊娠・分娩に伴う異常を原因として先進医療による療養または患者申出療養を受けたとき</li> <li>8 被共済者が発効日<sup>(注3)</sup>から1年以内に不妊治療を目的として先進医療による療養または患者申出療養を受けたとき</li> </ol>

(注1) この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合は、「共済期間中」を「更新日または中途変更日から共済期間の満了日までの期間中」と、削除した場合には「発効日、更新日または中途変更日から、特約削除の効力の生じる中途変更日または更新日の前日までの期間中」と読み替えます。

(注2) この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合は、「発効日以後」を「変更の申込日の翌日以後」と読み替えます。

(注3) この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合は、「発効日」を「更新日」または「中途変更日」と読み替えます。

※発効日より前(この特約を更新時または共済期間の途中で新たに付帯した場合には、変更の申込日以前)に発生した事故を直接の原因とする傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする療養であっても、発効日(更新日または中途変更日)からその日を含めて2年を経過した後に受けた療養については、発効日以後(変更の申込日の翌日以後)の原因によるものとみなして取り扱います。

## ■ 先進医療・患者申出療養について

「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養をいいます。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準を満たす医療機関（病院または診療所）において行われるものに限りです。

「患者申出療養」とは、患者からの申し出を起点に、公的医療保険で対象とならない未承認の医療技術を受けられる制度で、厚生労働大臣が定める患者申出療養をいいます。患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準を満たす医療機関（病院または診療所）において行われるものに限りです。

療養を受けた日に「先進医療」「患者申出療養」に該当するものがお支払いの対象となります。

これらは随時見直しされます。

詳しい内容は、以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

「先進医療」については  
[こちら](#)からご覧ください。



「患者申出療養」については  
[こちら](#)からご覧ください。



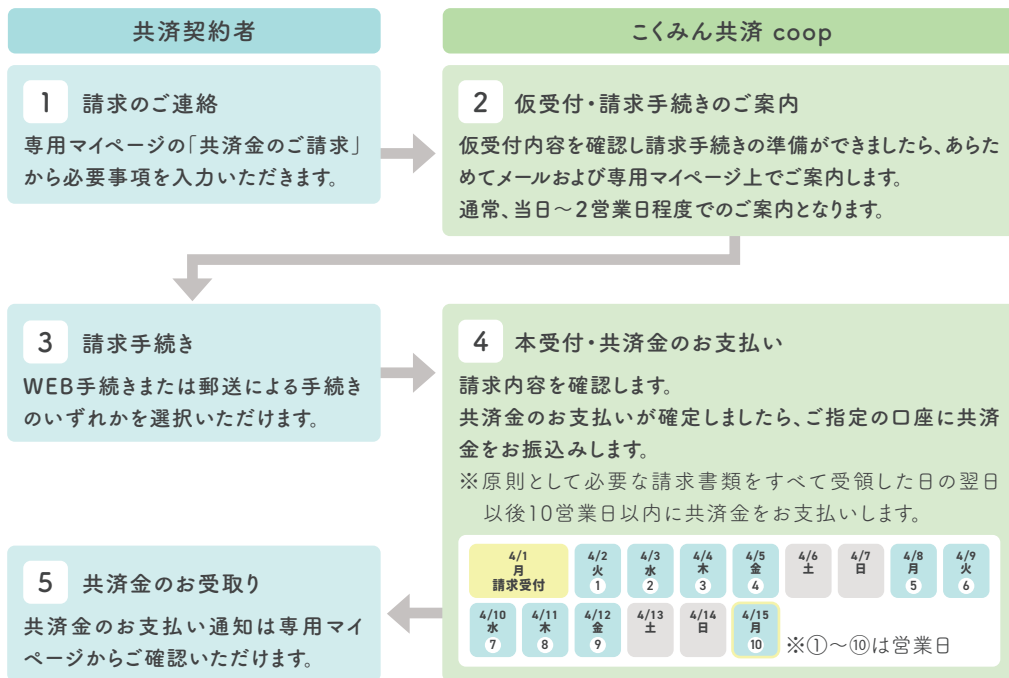
# Ⅲ | 共済金のご請求

## 1. 共済金請求のお手続き

### (1) 医療保障(実費型)

専用マイページの「共済金のご請求」にアクセスいただき、案内にしたがってお手続きを行ってください。

#### 【お手続きの流れ】



### (2) 死亡保障

こくみん共済 coop 共済金センターへご連絡をお願いします。

#### 【ご連絡先】

<こくみん共済 coop 共済金センター>

電話番号 **0120-580-699**

受付時間 平日9:00～18:00 / 土曜9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始はお休み)

#### ①死亡共済金のご請求の場合

死亡共済金受取人<sup>\*</sup>よりご連絡をお願いします。

※死亡共済金については、死亡共済金受取人の指定がある場合には指定された死亡共済金受取人、指定がない場合には、共済約款に定められた方が受取人となります。

(P5「1 ご契約に際して」の「8. 共済金受取人について」の「■死亡共済金受取人について(死亡保障のみ)」をご参照ください。)

#### ②重度障害共済金のご請求の場合

共済契約者よりご連絡をお願いします。

## 2. 共済金請求の必要書類

共済金のご請求に必要な書類は、次のとおりです。

なお、これ以外の書類を提出していただく場合や、一部の書類の提出の省略もしくは代替できることがあります。

### 【共済金請求の必要書類】

共済金	必要書類
死亡共済金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金請求書</li> <li>・死亡診断書または死体検案書(当会所定の書式によるもの)</li> <li>・被共済者および死亡共済金受取人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)</li> <li>・共済金受取人の印鑑証明書</li> </ul>
重度障害共済金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金請求書</li> <li>・後遺障害診断書(当会所定の書式によるもの)</li> <li>・共済金受取人の印鑑証明書</li> </ul>
入院治療共済金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金請求書</li> <li>・入院日、入院日数等を証明する医師の診断書(当会所定の書式によるもの)</li> <li>・公的医療保険制度における保険給付の対象となった入院であることを証明する書類</li> <li>・診療報酬点数が記載された領収書および診療明細書</li> <li>・食事療養標準負担額および生活療養標準負担額の金額を証明する書類</li> <li>・共済金受取人の印鑑証明書</li> </ul>
外来手術・外来放射線治療共済金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金請求書</li> <li>・手術内容、手術日等を証明する医師の診断書(当会所定の書式によるもの)</li> <li>・診療報酬点数が記載された領収書および診療明細書</li> <li>・共済金受取人の印鑑証明書</li> </ul>
入院諸費用一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金請求書</li> <li>・入院日、入院日数等を証明する医師の診断書(当会所定の書式によるもの)</li> <li>・公的医療保険制度における保険給付の対象となった入院であることを証明する書類</li> <li>・共済金受取人の印鑑証明書</li> </ul>
差額ベッド代共済金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金請求書</li> <li>・入院日、入院日数等を証明する医師の診断書(当会所定の書式によるもの)</li> <li>・公的医療保険制度における保険給付の対象となった入院であることを証明する書類</li> <li>・差額ベッド代の金額が記載された領収書</li> <li>・入院1日につき負担した差額ベッド代の金額およびその差額ベッド代を負担した入院日数等を証明する書類</li> <li>・共済金受取人の印鑑証明書</li> </ul>
先進医療・患者申出療養共済金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金請求書</li> <li>・先進医療または患者申出療養の内容を証明する医師の診断書(当会所定の書式によるもの)</li> <li>・先進医療または患者申出療養にかかる技術料の金額を証明する書類</li> <li>・共済金受取人の印鑑証明書</li> </ul>

#### ご注意

- ・「医療保障(実費型)」のご請求にあたっては、公的医療保険制度を利用したことがわかる診療報酬点数が記載された領収書、診療明細書などが必要です。公的医療保険制度が適用された治療であることが確認できない場合は、共済金をお支払いできません。  
※医療機関から発行された領収書、診療明細書は紛失されないようお手元に大切に保管してください。
- ・当会は、事故発生の状況または傷病の内容等に応じ、共済金受取人に共済金請求の必要書類以外の書類もしくは証拠の提出、または当会が行う確認へのご協力をお願いすることがあります。この場合、当会が求めた書類または証拠の速やかな提出や確認にご協力をお願いします。

### 3. 共済契約者代理人または代理請求人による共済金のご請求

共済契約者が受け取ることとなる共済金について、共済契約者ご自身が請求できない次のような特別な事情があるときには、あらかじめ指定された共済契約者代理人が、共済契約者代理人が指定されていない場合等には代理請求人が、共済契約者に代わって共済金を請求することができます。

- 1 共済契約者が共済金等のご請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたとき
- 2 治療上の都合により、当会が認める傷病名(がんなどの病名)を知らされていないとき
- 3 1または2に準じる状態であると当会が認めたとき

#### (1) 共済契約者代理人による共済金のご請求

共済契約者代理人が指定されている場合は、共済契約者代理人が共済金を請求することができます。その場合、共済金請求の必要書類のほか、次の書類を提出してください。

- ・ 共済契約者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ・ 共済契約者代理人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ・ 共済契約者代理人の印鑑証明書
- ・ 共済契約者代理人の住民票の写し(世帯全員のもの)
- ・ 共済契約者が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類

上記以外の書類を提出していただく場合や、一部の書類の提出の省略もしくは代替できることがあります。

※次の場合には、共済契約者代理人による共済金等の請求はできません。

- ・ 共済契約者に成年後見人等が選任されているとき
  - ・ 共済契約者代理人が、故意または重大な過失により共済事故(共済金が支払われる事由をいいます。以下この項目において同じ。)を生じさせたとき、または共済契約者を共済金等のご請求ができない状態にさせたとき
- ※共済契約者代理人の詳細については、P 38 「IV ご契約後について」の「7. 共済契約者代理人によるお手続きについて(共済契約者代理特則)」をご参照ください。

(2) 代理請求人による共済金のご請求

共済契約者代理人が指定されていない場合等には、代理請求人が共済金等を請求することができます。

【代理請求人によるご請求ができる場合】

- ・共済契約者代理人が指定されていない場合（共済契約者代理人の指定が撤回されている場合、または共済契約者代理人が死亡している場合を含みます。）
- ・共済契約者代理人がお手続きできない次のア～ウのいずれかの場合
  - ア 共済契約者代理人が共済金等の請求時に、共済契約者代理人の範囲外であるとき
  - イ 共済契約者代理人が共済金等の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたとき
  - ウ 共済契約者代理人が、故意または重大な過失により共済事故を生じさせたとき、または共済契約者を、共済金等のご請求ができない状態にさせたとき

代理請求人からご請求いただく場合には、共済金請求の必要書類のほか、次の書類を提出してください。

- ・共済契約者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・代理請求人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・代理請求人の印鑑証明書
- ・代理請求人の住民票の写し（世帯全員のもの）
- ・共済契約者または共済契約者代理人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類

上記以外の書類を提出していただくこと、または一部の書類の提出の省略もしくは代替できることがあります。

代理請求人の範囲

代理請求人は共済金等のご請求時に次の①または②の範囲の方であることを要します。

- ① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする<sup>（注1）</sup>共済契約者の配偶者<sup>（注2）</sup>
- ② ①に該当する方がいない場合、または①に該当する方が共済金等の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めた場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

（注1）生計を一にするとは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。

（注2）「配偶者」には、生活実態をもとにこの会が認めた場合に限り、内縁関係にある方および同性パートナー\*（以下「内縁関係にある方等」といいます。）を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

\*同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

#### 代理請求人による共済金のご請求ができない場合

次の場合には、代理請求人による共済金等のご請求はできません。

- ・ 共済契約者代理人が指定されているとき
- ・ 共済契約者に成年後見人等が選任されているとき
- ・ 代理請求人が、故意または重大な過失により共済事故を生じさせたとき、または共済契約者を共済金等のご請求ができない状態にさせたとき

#### ご注意

共済契約者代理人または代理請求人に共済金等をお支払いした場合には、その後重複して共済金等のご請求を受けても共済金等をお支払いできません。

## 4. 共済金のお支払い時に未払込共済掛金がある場合について

共済掛金の払込猶予期間中に共済事故（共済金が支払われる事由をいいます。）が発生し、共済金のご請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、当会がお支払いすべき共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて共済金をお支払いできるものとします。（以下「共済金の差額支払い」といいます。）

※未払込共済掛金の全額が、当会が支払うべき共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、未払込共済掛金の全額を払い込んでください。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払い込みがされない場合は、当会は共済金をお支払いしません。

（共済掛金の払込猶予期間については、P33「IV ご契約後について」の「2. 共済掛金の払込猶予期間と共済契約の失効について」をご参照ください。）

## 5. 共済金等のお支払い時期について

- (1) 共済金のご請求を受けた場合には、必要な請求書類をすべて当会が受領した日の翌日以後 10 営業日以内に、共済金受取人に共済金をお支払いします。ただし、お支払いする共済金額を確定するために、提出された書類だけでは確認できない事項（傷害内容、事故発生の状況・原因、支払対象外事由の有無、契約の効力など）の調査が必要な場合は、必要な請求書類をすべて当会が受領した日の翌日以後 30 日以内に、必要な事項の調査を終えて、共済金をお支払いします。
- (2) 調査のため特に日数が必要となる次の場合には、共済金のお支払いに必要な請求書類をすべて当会が受領した日の翌日以後、以下の期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金をお支払いします。

共済金をお支払いするための調査が必要な場合	お支払い期限
災害救助法が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
当会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見をもしくは判断を求めるための確認が必要なとき	120日
身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	180日
弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき	360日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	
災害対策基本法にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	

※当会が必要な事項の調査を行うにあたり、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより調査が遅延した期間については、上記の期間に算入しません。また、その調査が遅延した期間は共済金をお支払いしません。

## IV | ご契約後について

### 1. 共済掛金の払い込みについて

共済掛金の払込方法は、月払とし、クレジットカードによるお支払いとなります。クレジットカードは、当会の指定するカード会社が発行するもので、共済契約者本人名義のものに限ります。

共済掛金期間は毎月1日から同月末日までの期間とし、払込期日は当該共済掛金期間の前月末日とします。

第2回以後の共済掛金については、毎月17日頃に当会がクレジットカード会社へクレジットカードの有効性等の確認を行い、確認ができた場合に、共済掛金の払い込みがあったものとみなします。

※クレジットカード会社から共済契約者への請求時期はクレジットカード会社により異なります。

※共済掛金の領収書は発行いたしません。

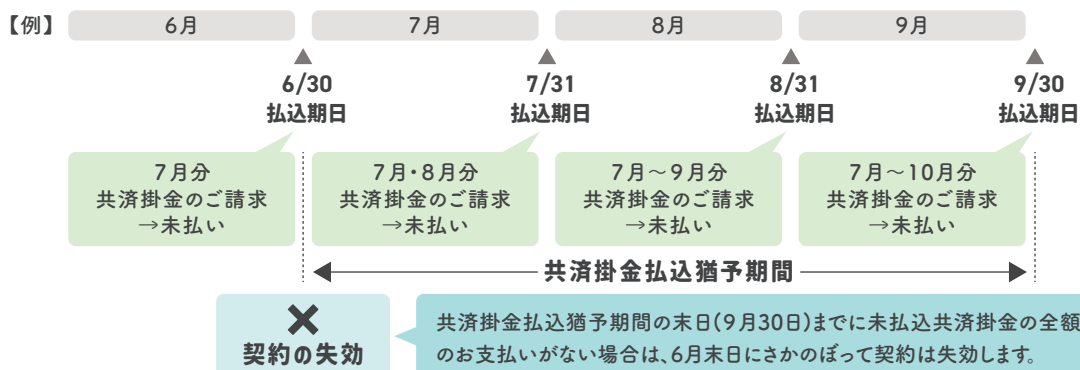
※同一のクレジットカードから2件以上の契約(当会の他の商品のご契約を含みます。)の共済掛金を払い込む場合には、これらの契約の共済掛金を合算した金額を請求させていただきます。これらの契約のうちの一部の契約にかかる共済掛金の払い込みを指定いただくことはできません。

### 2. 共済掛金の払込猶予期間と共済契約の失効について

第2回以後の共済掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。この払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって効力を失い、かつ、契約は消滅します。

※当会の指定する日にクレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、翌月にその翌月分の共済掛金とあわせて2ヵ月分の共済掛金について確認し、以降も同様に最大4ヵ月分までの掛金についてクレジットカードの有効性等の確認を行います。

※払込猶予期間の末日までに未払込共済掛金の全額の払い込みが必要です。



#### ご注意

失効したご契約は、元の状態に戻すこと(復活等)はできませんので、充分ご注意ください。

### 3. 共済契約の更新について

契約は1年ごとに更新します。

保障内容を変更せずそのまま契約を更新される場合は特にお手続きは不要で、契約は共済期間の満了日の翌日に更新となります。

※更新後の契約の共済期間は満了日の翌日(更新日)から1年です。

※更新後の共済掛金は更新日における被共済者の満年齢によって計算した共済掛金に変更となります。同一の保障内容で更新される場合であっても、通常、更新後の共済掛金は更新前より高くなります。

※共済約款の改正があったときには、契約は、更新日における共済約款にもとづく内容に変更となります。

※契約を更新しない場合は、共済期間の満了日までに専用マイページからお手続きください。

※更新日における被共済者の年齢が、死亡保障、医療保障(実費型)それぞれに定められた年齢の範囲外(のとき(P4「I ご契約に際して」の「7. 被共済者について」をご参照ください。))には更新することができません。

また、契約を更新することが適当でないと当会が判断した場合には、更新をお断りする場合があります。

※満了する契約に未払込共済掛金があったとき、または更新後の契約の初回掛金の払い込みがなかったとき<sup>(注)</sup>には、契約は更新されません。

(注)更新後の契約の共済掛金は、更新日の前日(満了日)までに払い込みが必要です。ただし、満了する契約の満了日の翌日から3ヵ月間の払込猶予期間を設けます。

#### ■ 保障内容を変更する場合について

更新後の契約から保障内容の変更(死亡保障の共済金額の増額または減額、医療保障(実費型)の共済契約の型の変更、支払限度額の型の変更、特約の付帯または解除、特約の支払限度額の型の変更)を希望される場合には、契約の満了日までに専用マイページからお手続きください。

※当会が変更の申し込みを承諾した場合には、変更した内容で契約を更新します。

※共済金額を増額する場合<sup>(注)</sup>または新たに特約を付帯する場合には、健康状態について当会が告知を求めた事項への回答が必要です。健康状態によっては保障内容の変更をお引き受けできない場合があります。お引き受けできなかった場合には、変更の申し込みはなかったものとして取り扱います。

(注)死亡保障の共済金額を増額する場合、医療保障(実費型)の診療報酬点数に乘じる額を増額する場合(共済契約の型をII型からIII型へ変更する場合等)または支払限度額を増額する場合をいいます。

## ■ 保障内容を変更した場合の共済掛金の取り扱いについて

更新後の契約の初回掛金は、更新日の前月 17 日頃にクレジットカードの有効性等の確認を行いますので、変更申込時期によっては、すでに当会が変更前の共済掛金を受け取っている場合があります。その場合の共済掛金の取り扱いは次のとおりとなります。

- ① 変更後の共済掛金が増額した場合、その差額については、更新後の第 2 回の共済掛金のご請求時における相殺、または共済契約者の金融機関の口座へのお振込みにより返金いたします。
- ② 変更後の共済掛金が増額した場合、その超過分について、更新後の第 2 回の共済掛金と合算して請求させていただきます。

## 4. 共済期間中の保障内容の変更（中途変更）について

契約の更新時のほか、共済期間の途中でも保障内容の変更（死亡保障の共済金額の増額または減額、医療保障（実費型）の共済契約の型の変更、支払限度額の型の変更、特約の付帯または解除、差額ベッド代特約の支払限度額の型の変更）が可能です。

※共済金額を増額する場合<sup>(注)</sup>や新たに特約を付帯する場合には、健康状態について当会が告知を求めた事項への回答が必要です。健康状態によっては保障内容の変更をお引き受けできない場合があります。お引き受けできなかった場合には、変更の申し込みはなかったものとして取り扱います。

(注) 死亡保障の共済金額を増額する場合、医療保障（実費型）の診療報酬点数に乘じる額を増額する場合（共済契約の型をⅡ型からⅢ型へ変更する場合等）または支払限度額を増額する場合をいいます。

※当会が変更の申し込みを承諾した場合、変更後の契約は、変更申込日の属する月の翌月 1 日の午前零時から保障が開始します。この日を「中途変更日」といいます。

※中途変更された契約の満了日は、変更前の契約の満了日と同じです。

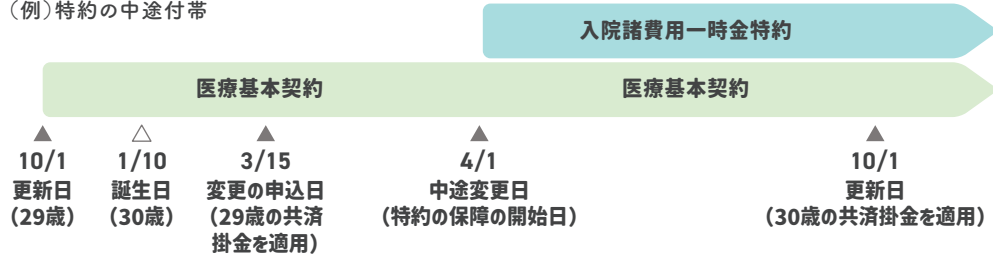
※変更後の共済掛金は、変更前の契約の発効日または更新日における被共済者の満年齢によって計算した共済掛金を適用します。

※毎月 17 日頃にクレジットカードの有効性等の確認を行いますので、変更の申込時期によっては、申し込みされた月の翌月分の共済掛金について、すでに当会が変更前の共済掛金を受け取っている場合があります。その場合の共済掛金の取り扱いは次のとおりとなります。

- ① 変更後の共済掛金が増額した場合、その差額については、変更後の共済掛金の第 2 回の請求時において相殺、または共済契約者の金融機関の口座へのお振込みにより返金いたします。
- ② 変更後の共済掛金が増額した場合、その超過分について、変更後の契約の第 2 回の共済掛金と合算して請求させていただきます。

## 【中途変更の取り扱い】

(例) 特約の中途付帯



10月1日 ———— 更新日(29歳の共済掛金を適用)

3月15日 ———— 変更の申込日

※保障額が増額となる変更のため、健康状態に関する告知が必要です。

※1月に誕生日を迎えていますが、追加する特約の共済掛金は現契約に適用されている29歳の共済掛金を適用します。

4月1日 ———— 中途変更日

※変更後の特約の保障が開始します。共済掛金も中途変更日から変更となります。

※変更の申込日の翌日(3月16日)以後に発生した事故または生じた疾病により中途変更日(4月1日)以後に入院した場合に保障の対象となります。

3月15日までに発生した事故または生じた疾病により中途変更日以後に入院しても入院諸費用一時金の保障の対象とはなりません。

10月1日 ———— 更新日

※医療基本契約、入院諸費用一時金特約ともに30歳の共済掛金に変更となります。

## 5. 共済約款の変更について

当会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により共済約款を変更する必要が生じた場合には、民法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、共済掛金の額の変更を伴わない範囲で、支払事由その他共済金のお支払いに関する要件、免責事由、その他の契約内容を変更することがあります。なお、この場合には、共済約款を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

## 6. 各種手続きについて

ご契約内容の確認、変更などの各種手続きは、専用マイページから行うことができます。

### ■ 各種手続き

- ・ 死亡共済金受取人の指定または変更
- ・ 共済契約者代理人の指定または変更
- ・ 更新時または共済期間中の保障内容の変更（増額または減額）
- ・ 共済金、割り戻し金等の受取口座の登録
- ・ 共済金のご請求
- ・ 契約の解約

### ■ お手続きが必要な場合

次の場合には、早めのお手続きをお願いします。

- ・ 共済契約者の氏名、住所、メールアドレスが変更となったとき  
※メールアドレスが変更となる場合、正しくご通知いただけませんと、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、ご注意ください。
- ・ 死亡共済金受取人の氏名または住所が変更となったとき
- ・ 共済契約者代理人の氏名または住所が変更となったとき
- ・ 共済掛金の払い込みに使用するクレジットカードを変更するとき
- ・ 共済金、返戻金、割り戻し金の受取口座を変更するとき
- ・ 海外に3ヵ月以上滞在されることになったとき  
※所定のお手続きにより契約を継続することができますが、医療保障（実費型）においては、日本国外へ転居された場合、日本国外での治療は保障の対象となりません。長期間海外へ滞在される予定の場合には解約をご検討ください。

上記以外のお手続き、ご不明な点等につきましては、専用マイページの問合せフォームからお問い合わせください。

## 7. 共済契約者代理人によるお手続きについて（共済契約者代理特則）

共済契約者が共済契約に関する手続きができない次のような特別な事情があるときには、あらかじめ指定された共済契約者代理人が共済契約者に代わり手続きを行うことができます。

- ① 共済契約者が手続きを行う意思表示が困難であると当会が認めたとき
- ② 共済契約者が受け取ることとなる共済金（契約者割り戻し金および共済掛金の返還を含みます。以下この項目において「共済金等」といいます。）の請求手続きにおいて、治療上の都合により、当会が認める傷病名（がんなどの病名）を知らされていないため、共済金等の請求ができないとき
- ③ ①または②に準じる状態であると当会が認めたとき

### （1）共済契約者代理人の指定または変更

共済契約者は、この会の承諾を得て、次の範囲の方を1人に限り共済契約者代理人に指定することができます。また、指定後に共済契約者代理人を変更することができます。

※専用マイページより手続きいただけます。

なお、共済契約者代理人は、共済契約者の代理人として手続きを行うときにも、次の範囲のいずれかであることを要します。

#### 【共済契約者代理人の範囲】

- ① 共済契約者の配偶者<sup>（注1）</sup>
- ② 共済契約者の直系血族
- ③ 共済契約者の兄弟姉妹
- ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする<sup>（注2）</sup>共済契約者の3親等内の親族
- ⑤ ①から④までのほか、次のア～エに該当する方で、共済契約者のために手続きを行うべき相当な関係があると当会が認めた方
  - ア 共済契約者と同居または生計を一にしている方
  - イ 共済契約者の財産管理を行っている方
  - ウ 指定された死亡共済金受取人
  - エ その他アからウまでの方と同等の関係がある方

（注1）「配偶者」には、生活実態をもとにこの会が認めた場合に限り、内縁関係にある方および同性パートナー\*（以下「内縁関係にある方等」といいます。）を含みます。

ただし、共済契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

\* 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。

（注2）生計を一にするとは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。

※共済契約者代理人が指定されている契約が更新または中途変更された場合であっても、共済契約者から共済契約者代理人の変更がされない限りは、引き続き同一の共済契約者代理人が指定されているものとして取り扱います。

## (2) 代理で行えるお手続き

共済契約者代理人は、共済契約者が行うことのできる手続き全般を行うことができます。（共済契約者が受け取ることとなる共済金等のご請求を含みます。）ただし、次の手続きを除きます。

- ・告知を要する手続き
- ・死亡共済金受取人の指定または変更の手続き
- ・共済契約者代理人の変更の手続き

※共済金のご請求についての詳細は、P29 「III 共済金のご請求」の「3. 共済契約者代理人または代理請求人による共済金のご請求」をご参照ください。

## (3) 共済契約者代理人がお手続きできない場合

次の場合には、共済契約者代理人によるお手続きはできません。

- ・お手続きを行うときに、(1)に定める【共済契約者代理人の範囲】の範囲外であるとき
- ・共済契約者に成年後見人等が選任されているとき
- ・共済契約者代理人が、故意または重大な過失により共済事故（共済金が支払われる事由をいいます。以下この項目において同じ。）を生じさせたとき、または共済契約者を共済金契約に関する手続きができない状態にさせたとき

※共済金のご請求については、共済契約者代理人がお手続きできない場合、代理請求人よりご請求いただくことができます。（詳細は、P 29 「III 共済金のご請求」の「3. 共済契約者代理人または代理請求人による共済金のご請求」をご参照ください。

## (4) 共済契約者代理人にお手続きいただくときの必要書類

各種お手続きに必要な書類のほか、次の書類の提出が必要です。

- ・共済契約者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・共済契約者代理人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・共済契約者代理人の印鑑証明書
- ・共済契約者代理人の住民票の写し（世帯全員のもの）
- ・共済契約者が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類

上記以外の書類を提出していただくこと、または一部の書類の提出の省略もしくは代替できることがあります。

## (5) ご留意いただきたいこと

- ・共済契約者代理人が共済契約者のご意向に沿った手続きができるように、契約内容、共済契約者代理人に指定されていること、および代理することができる手続き等について、共済契約者代理人へ必ずお伝えください。
- ・共済契約者代理人に共済金等をお支払いした場合には、その後重複してご請求を受けても、共済金等をお支払いしません。
- ・詐欺等による契約の取消し、告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、共済契約者の住所不明等の理由で共済契約者に通知できない場合には、共済契約者代理人に通知することがあります。
- ・共済契約者または共済契約者代理人の死亡により、共済契約者代理特則は消滅します。

## 8. 重大事由による共済契約の解除

次のいずれかに該当する場合には、当会は、将来に向かって契約を解除することができます。

- ① 共済金受取人が共済金請求または受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- ② 共済契約者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、共済事故（共済金が支払われる事由をいいます。以下この項目において同じ。）を発生させ、または発生させようとしたとき
- ③ 共済契約者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力<sup>(注1)</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>(注2)</sup>を有していると認められるとき
- ④ 他の保険契約または共済契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- ⑤ 上記①から④までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、共済契約の存続を不相当と判断したとき

(注1)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2)「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当会が契約を解除した場合、その解除が共済事故が発生したのちになされたときであっても、解除となる事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が上記③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。）をお支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

## 9. 共済契約の解約

共済契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。

解約のお手続きは専用マイページより行ってください。お手続き後、次のいずれか遅い日の翌日午前零時から契約は解約となります。

- ・ 共済契約者が指定した日
- ・ 共済契約者から解約の申し出が当会に到着した日（当会が解約のお申し出を受信した日）

※この商品に解約返戻金はありません。

※月の途中で解約された場合でも、解約された月の残りの期間に対する共済掛金の返還は行いません。

---

## 10. 共済契約の消滅

---

被共済者が死亡した場合には、そのときをもって契約は消滅します。

このほか、死亡保障においては、重度障害共済金が支払われた場合には、被共済者が重度障がいとなったときをもって、契約は消滅します。

### ■ 消滅の場合の未払込共済掛金の精算

契約が消滅し、かつ、共済金を共済金受取人にお支払いする場合において未払込共済掛金があるときは、払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。

---

## 11. 共済契約が解約、解除または消滅した場合の共済掛金の取り扱い

---

- ・ 契約が月の途中で解約、解除または消滅となった場合、残りの日数に対する共済掛金は返還しません。（日割り計算は行いません。）
- ・ 契約の発効日から発効日の属する月の末日までに共済事故（共済金が支払われる事由をいいます。）が発生し、かつ、その期間中に契約が解約、解除または消滅となった場合には、初回掛金を解約、解除または消滅までの期間の共済掛金として取り扱い、初回掛金は返還しません。

---

## 12. 割り戻し金について

---

当会は、当会の定める方法により積み立てた契約者割り戻し準備金の中から、次の共済契約に対して、割り戻し金を割り当てます。

- ① 当該事業年度末に有効な共済契約（事業年度末の属する月中に発効した契約を除きます。）
- ② 当該事業年度中に共済期間を満了した共済契約のうち、当該事業年度末に有効な共済契約に更新した共済契約

※当会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割り戻しを約さないものとします。

※割り戻し金は、翌事業年度中の当会の定める期間中に、共済契約者の金融機関口座にお振込みいたします。  
受取口座のご登録は専用マイページから行うことができます。

## 13. 税金について

この取り扱い、この「ご契約のしおり」作成時現在の税制にもとづくものです。今後、税法の改正により取り扱いが変更されることがあります。個別の取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

### (1) 共済掛金の保険料控除について

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に共済掛金をお支払いいただいた契約について、発行します。

生命保険料控除の対象となる契約は、次のとおりとなりますので、ご注意ください。

#### ○生命保険料控除の対象となる契約

納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が共済契約者本人または配偶者<sup>※</sup>その他の親族である契約

※内縁関係にある方等は、対象となりません(以下、「13. 税金について」の項目において同様)。

#### ○生命保険料控除の対象となる共済掛金

1月から12月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割り戻し金を差し引いた額(正味払込共済掛金額)

### ①生命保険料控除の分類

保障内容に応じて次のとおり適用する保険料控除を判定します。

一般生命保険料控除

介護医療保険料控除

生存または死亡に起因して  
共済金を支払う部分にかかる共済掛金

入院や手術等に起因して  
共済金を支払う部分にかかる共済掛金

### ②控除額

#### ア 所得税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除額
20,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
20,000円を超え40,000円以下の場合	$(\text{正味払込共済掛金額} \times 1/2) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下の場合	$(\text{正味払込共済掛金額} \times 1/4) + 20,000\text{円}$
80,000円を超える場合	一律40,000円

<23歳未満の扶養親族を有する場合、2026年に限り> ※2026年2月時点

正味払込共済掛金額	控除額
30,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
30,000円を超え60,000円以下の場合	$(\text{正味払込共済掛金額} \times 1/2) + 15,000\text{円}$
60,000円を超え120,000円以下の場合	$(\text{正味払込共済掛金額} \times 1/4) + 30,000\text{円}$
120,000円を超える場合	一律60,000円

## イ 住民税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除額
12,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
12,000円を超え32,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額 × 1/2) + 6,000円
32,000円を超え56,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額 × 1/4) + 14,000円
56,000円を超える場合	一律28,000円

## ③生命保険料控除の手続き

生命保険料控除対象共済掛金証明書は専用マイページから電子データで提供します。

※確定申告や年末調整で電子データとして提出される場合は、ダウンロードいただいた XML ファイルをそのまま添付してご利用いただけます。

※書面で必要な場合は、ダウンロードいただいた XML ファイルをそのまま印刷しても証明書としてご利用いただけます。どなたでも利用できる国税庁の「[QRコード付証明書等作成システム](#)」にて、QRコード付の PDF ファイルに変換・印刷いただくことでご利用いただけます。

## (2) 共済金の税法上の取り扱い

## ① 共済金にかかる税金

共済金にかかる税金は、共済契約者、被共済者、受取人の関係によって異なります。死亡共済金については、共済契約者(=共済掛金負担者)と被共済者が同一かつ死亡共済金受取人が相続人である場合、相続税の課税対象となります。死亡共済金以外の共済金の受取人は共済契約者(=被共済者)となり、非課税です。

## ② 死亡共済金の非課税扱い

共済契約者と被共済者が同一で、死亡共済金受取人がその共済契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡共済金(他の商品と合わせて契約が2件以上ある場合は合計します。)について相続税法上次の範囲で非課税扱いを受けることができます。

《死亡共済金の非課税限度額》 500万円 × 法定相続人の数

# 巻末資料

---

組合員および出資金について .....	45
個人情報および特定個人情報にかかる保護方針 .....	45
ご加入者の個人情報の共同利用について .....	46
個人情報の第三者提供について .....	48
新しく組合員になられる方へ（出資金について） .....	48
苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて .....	48

## 組合員および出資金について

### 1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### 2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

### 3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

### 4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失 (2) 死亡 (3) 除名

### 5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
  - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
  - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

### 6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとする。

### 7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

### 8. 出資口数の減少

- (1) 組合員は、やむを得ない事由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- (2) 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- (3) 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

## 個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

— 組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報  
(マイナンバー等)の取扱いについて —  
全国労働者共済生活協同組合連合会

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

### 1. 情報の取得と利用目的

当会は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

#### (1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、当会の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

#### (2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

### 2. 取得させていただく情報の種類

#### (1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、当会のホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

#### (2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。

### 3. 情報の取得方法

#### (1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客

さまの情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

#### 4. 情報の管理

当会では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理を実施します。

(1) 安全管理について

- ① 情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスの防止、情報センターでの職員の入退室管理を図るなど、情報の安全管理を実施します。
- ② 組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報の取扱いについての教育・研修を職員に定期的実施します。
- ③ 組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。
- ④ 関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督を実施します。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

#### 5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

当会では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

- ① 組合員・お客さまが同意されている場合
- ② 法令により必要と判断される場合
- ③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合
- ④ 業務提携先等との間で、当会が保有する共済契約等に関する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

ア. 共同利用する旨

イ. 共同で利用される個人データの項目

ウ. 共同して利用する者の範囲

エ. 利用する者の利用目的

オ. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所ならびに法人の場合には、その代表者の氏名

(2) 特定個人情報について

当会では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合

② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

#### 6. 共同利用

当会では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。

共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲および利用する者の利用目的は、当会のホームページに掲載するなど容易に知り得るようにします。

なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

#### 7. 開示・訂正・利用停止等

当会では、組合員・お客さまからご自身に関する保有個人データ、第三者提供記録または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、利用目的を超えた情報の利用、不正な手段による情報の取得、利用の必要がなくなったこと、漏えい・滅失・毀損など権利利益が損なわれるおそれが大きいこと、または取扱いによって権利・正当な利益が損なわれるおそれがあることを理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせは最寄りの窓口またはお客様サービスセンターまでお申し出ください

■お客様サービスセンター 0120-00-6031(フリーダイヤル)

■受付時間 平日・土曜 9:00～18:00

(日曜・祝日・年末年始は除く)

※受付時間は変更となる可能性があります。最新情報は当会ホームページをご確認ください。

■最新の個人情報および特定個人情報にかかる保護方針については当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご覧ください。

#### ご加入者の個人情報の共同利用について

当会では保有するお客さまの個人データについて、以下のように他の団体等との間で共同利用させていただくことがありますが、これらの場合にあっては当会としてお客さまの個人データの安全管理等の措置について、責任をもって対処してまいります。

#### 1. 「支払査定時照会制度」による共同利用について

当会では、2005年1月31日から全国共済農業協同組合連合会、日本生活協同組合連合会(2009年3月より日本コープ共済生活

協同組合連合会)、(一社)生命保険協会および(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社(以下「各共済・保険会社等」といいます。各社の名称については、生命保険協会ホームページ記載の「加盟会社」をご確認ください。)とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等(以下「共済契約等」といいます。)の解除、取り消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当会を含む各共済・保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用させていただいています。

共済金、年金または給付金(以下「共済金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各共済・保険会社等に照会し、他の各共済・保険会社等から情報の提供を受け、また他の各共済・保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係わる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各共済・生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各共済・生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各共済・生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

#### 【共同利用事項】

支払査定時照会制度により共同利用する保有個人データは、次の項目になります。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係わるものは除きます。

- (1) 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2) 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故
- (3) 共済の種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法

■当会が保有する相互照会事項記載の情報については、当会(<https://www.zenrosai.coop/zenrosai/profile/soshiki/tokusei.html>)が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金受取人は、当会の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(1)～(5)に記載の事由を理由とする場合、当会の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、最寄りの当会窓口やお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

- (1) 当会があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (2) 当会が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (3) 本人が識別される保有個人データを当会が利用する必要がなくなった場合
- (4) 当会が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (5) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

#### 【支払査定時照会制度における相互照会事項に関する開示等請求について】

当会は、下記のとおり、支払査定時照会制度にもとづく相互照会の有無、相互照会の時期、相互照会された事項に関して、当会を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人からの開示・訂正等の請求を受け付けています。

なお、当会が保有する相互照会事項に関する個人情報保護法第25条ないし第29条の規定にもとづく開示・訂正等については、当会が定める以下の手続きにもとづいて請求していただくことになります。請求いただいた場合は、後日、当会から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

#### 《開示等請求について》

当会を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人は、下記の開示対象事項について開示を求めることができます。

##### ■開示等対象事項

- (1) 当制度にもとづく相互照会の有無
- (2) 相互照会の時期
- (3) 相互照会された事項

ただし、相互照会后3年を経過した場合、当該情報の消去等により回答できないことがあります。また、ご本人以外の方に関する個人情報等を開示できない場合もあります。

##### ■請求の方法

- (1) 請求受付場所

当会へのご来訪、郵送での請求等、いずれの場合も最寄りの当会窓口またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

- (2) 提出いただくもの

- ① 所定の請求書式
- ② ご契約者の場合は共済契約証書の写し
- ③ 本人確認資料

- (3) 本人確認資料について

- ① ご本人による請求の場合
  - ・請求者の運転免許証、個人番号(マイナンバー)カード(表面)(※)、健康保険の資格確認書(※)等の身分証明書で、ご本人であることを確認できる資料の写し
- ② 代理人(指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委任した代理人)による請求の場合
  - ・代理人本人の写真付証明書(運転免許証・個人番号(マイナンバー)カード(表面)(※)、健康保険の資格確認書(※)、年金手帳(※)の写し
  - ・委任状(ご本人が、会社等届出印もしくは印鑑証明の印(印鑑証明書を添付)を押印ください。)原本もしくは、後見開始審判書や戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料の写し

※ 個人番号(マイナンバー)・保険者番号・被保険者等記号・番号等をマスキング(黒塗り)したうえで、「氏名」「生年月日」「住所」をすべて確認できるものを提出してください。また、年金手帳は基礎年金番号をマスキング(黒塗り)してください。なお、1997年1月以降に発行された青色の年金手帳はご利用いただけません。

##### ■手数料(徴収する場合)

開示請求手続きに対しては、手数料として実費(郵送料等)をいただくことがあります。

##### ■回答方法

後日、当会から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。

す。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

《訂正・追加・削除請求について》

万一、上記手続きにより開示された相互照会の内容に誤りがある場合、内容の訂正、追加または削除を申し出ることができます。請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示請求時の回答の写し
- ・当該請求に誤りがあることを示す資料

《利用停止、または消去の請求について》

万一、上記手続きにより開示された相互照会について、次の(1)～(5)に記載の事由を理由とする場合、利用停止または消去を申し出ることができます。

- (1) 当会があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
  - (2) 当会が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
  - (3) 本人が識別される保有個人データを当会が利用する必要がなくなった場合
  - (4) 当会が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
  - (5) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。
- ・開示等請求時の回答の写し
  - ・上記(1)～(5)に記載の事由を示す資料

2. 都道府県生協等との共済契約等の事務手続きを円滑にすすめるための共同利用について

当会では、お客さまが所属されている都道府県生協等との間で、お客さまの当会への共済契約の締結に係わる判断、契約の維持管理などにもなう事務を円滑にすすめるため、次のように都道府県生協等の保有する個人データを、共同して利用させていただきます。

【共同利用事項】

当会と都道府県生協等が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (1) 都道府県生協等の保有する組合員名簿
- (2) 都道府県生協等の保有する組合員の出資金台帳

**個人情報の第三者提供について**

当会は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

**新しく組合員になれる方へ(出資金について)**

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。

新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。

**苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて**

1. 苦情のお申し出先について

当会では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、当会に対するご相談・ご不満・苦情に関する受付窓口を開設しています。

◆こくみん共済 coop お客様相談室

[専用フリーダイヤル] 0120-603-180

[受付時間] 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※受付時間は変更となる可能性があります。最新情報は当会ホームページをご確認ください。

[ホームページ] <https://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続法の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

「こくみん共済 coop（当会）」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金を超える十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

たすけあいから  
生まれた  
保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。